

入札の公告

一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 1 月 26 日

岩見沢地区消防事務組合
管理者 松野 哲

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 7 号
- (2) 工事名称 平成28年度西出張所合併処理浄化槽設置工事
- (3) 工事場所 中幌向町71番7
- (4) 予定工事期間 契約日の翌日 から 平成29年3月29日 まで
- (5) 建設工事の種類 管工事
- (6) 対応許可 管工事
- (7) 工事概要 合併処理浄化槽（14人槽・放流ポンプ付）1基、その他工事一式
- (8) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書等に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

- (9) 審査方式 事前審査方式（入札参加申請のあった全者に対し、入札前に参加資格の確認を行う。）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27・28年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (3) 資格者名簿に登録されている営業所区分が「市内」であること。
- (4) 資格者名簿に登録されている建築工事の入札参加資格がBランク以上に格付けされていること。
- (5) この公告の日から入札日までの間に、「岩見沢市入札参加資格者指名停止基準」の規定に基づく指名停止を受けた期間が含まれていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (7) 本工事に係る設計業務の受託者（有限会社 ヤスマル設計事務所）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（次の①又は②に該当する者をいう。）でないこと。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(8) 建設業法第26条に規定する監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。(3ヶ月以上の雇用関係について、合併又は営業譲渡等があった場合には、この限りではない。)

(9) 現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係(次の基準のいずれかに該当するものをいう。)がないこと。

ア 資本関係

① 親会社と子会社の関係にある場合(親会社及び子会社の定義は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。)

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) この公告の日前1ヶ月間に受渡しを行った岩見沢市発注の工事等の成績評定(本工事等と同じ種別のものに限る。)において、65点未満の評定点を受けていないこと。

(12) 過去10年間(平成18年度以降)に、元請として建築工事を施工した実績を有する者であること。(元請としての施工実績は、共同企業体の構成員としての実績も含むものとする。)

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)に次の書類(以下「資料」という。)を添付して提出すること(資料の省略不可)。

申請書及び資料の様式は、岩見沢市ホームページ(契約検査管理課「入札・契約情報」のページ。以下同じ。)に掲載する。(宛名の「岩見沢市長 松野 哲」を「岩見沢地区消防事務組合 管理者 松野 哲」に変更すること。)

ア 工事施工等実績調書

過去10年間(平成18年度以降)に建築工事を元請として施工した実績とし、過去2年間に完成した工事を(本工事と同等以上の規模又は契約金額の大きいものから)優先して記載すること。

イ 工事施工実績を証明する書面(契約書等の写し)

ウ 配置予定技術者調書及びその資格者証等の写し

本申請日以降工事完了までにおける配置(予定)技術者の変更は、原則として認めないが、複数の技術者を候補者として記載することは差し支えないものとする。

エ 建設業許可通知書及び許可申請書別表の写し

オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ 資本関係・人的関係に関する調書

(2) 提出期間

平成29年1月30日の午前9時から平成29年2月6日の午後5時30分まで(岩見沢地区消防事務組合職員の勤務条件に関する条例(昭和57年条例第7号)に規定する勤務を要しない日及び休日(以下「土曜日、日曜日及び休日」という。)を除く。)

(3) 提出場所

〒068-0006 岩見沢市6条東1丁目4番地

岩見沢地区消防事務組合消防本部総務課（電話 0126-22-4300 FAX 0126-25-1048）

(4) 提出方法

持参すること（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4 入札参加資格の審査

申請書の受理後、入札参加希望者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成29年2月7日までに書面（ファクシミリ）により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成29年2月10日までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は3(3)と同じ提出場所に持参することとし、ファクシミリ又は郵送等によるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して4日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

上記3の(3)に同じ

なお、この公告に掲載した内容をもって入札説明書に代えるものとする。また、公告の写しは、岩見沢地区消防事務組合ホームページに掲載するほか、契約条項を示す場所で配布する。

7 入札の執行日時及び場所

(1) 日時 平成29年2月16日 午前10時

(2) 場所 岩見沢市6条東1丁目4番地 岩見沢地区消防事務組合消防本部講堂

(3) 入札参加者は、見積もった金額の積算内訳書（工事費内訳書又は科目別内訳書等）を入札前に提出すること。なお、積算内訳書の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

8 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）

9 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 消費税等課税事業者等の申出

落札者となったものは、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申

し出ること。

11 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、次のアの期間中にイの頒布場所において設計図書等のPDFデータ（CD-R）を受領すること（受領者本人の印鑑持参）。なお、設計図書等を受領しなかった者がした入札は無効とする。

ア 頒布期間 平成29年1月30日から平成29年2月6日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から午後5時30分まで）

イ 頒布場所 岩見沢市6条東1丁目4番地
岩見沢地区消防事務組合消防本部（電話番号 0126-22-4300）

ウ 頒布価格 無償

エ その他

(ア) 電話で事前に予約すること。

(イ) 設計図書等を頒布した際に発行した証明書類（受領書写し等）について、本組合から提出を求められることがあるので、入札が終了するまで保管しておくこと。

(2) 設計図書等に関する質問は、質疑書（様式は、岩見沢市ホームページの「様式集」に掲載する。）によるものとし、持参又はファクシミリにより提出すること。

ア 受付期間 平成29年1月30日から平成29年2月10日までの午前9時から午後5時30分まで

イ 受付場所 上記3の(3)に同じ

ウ 質疑書をファクシミリで提出したときは、イの受付場所に電話による確認を行うこと。なお、本組合が当該質疑書を受領したときは、その翌日（土曜日、日曜日及び休日を含めない。）までに、ファクシミリで受領確認の通知をするので、当該通知がない場合にも、必要に応じて電話による確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答は、入札参加者に個別に通知する。（質問及び回答の内容や分量に応じて、ファクシミリ、閲覧又はCD-Rの再配布等、適宜の方法となる。）

12 支払条件

(1) 前金払 各会計年度における支払限度額が250万円以上の場合に、会計年度毎に当該支払限度額の4割に相当する額以内を支払うものとする。

(2) 部分払 なし

13 契約書作成の要否 要

14 予定価格等

(1) 入札書比較価格 7,080,000円（税抜き）

(2) 最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は落札外とする。

(3) 予定価格を超える入札は無効とする。又、再度の入札は行わない。

15 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加希望者は、入札心得（岩見沢市ホームページに掲載している。）を承知すること。

(3) やむを得ない事由のため、この入札の執行を延期又は中止することがある。

- (4) 談合情報があった場合、入札執行の延期又は中止、事情聴取、誓約書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
- (5) 談合等の不正行為が明らかになった場合は、契約解除及び損害賠償請求を行うことがある。